平成２５年（再イ）第１４号

岡山市北区延友322番地１

再生債務者　西中　慶太

１　決議に付する再生計画案　平成25年６月27日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月６日

３　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月６日まで

平成25年８月16日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第５号

愛媛県西条市丹原町丹原228番地１　ｗｉｎｇｒａｓｓＢ102

再生債務者　今井　智一

１　決議に付する再生計画案　平成25年８月14日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月６日

３　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月６日まで

平成25年８月16日　松山地方裁判所西条支部

平成２４年（再イ）第１号

広島市安佐北区小河原町1026番地の10

再生債務者　土佐　芳成

１　決議に付する再生計画案　平成25年３月７日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月12日

３　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月12日まで

平成25年８月15日

広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第２１号

青森県つがる市森田町山田村雲25、認可決定時の住所青森県つがる市森田町森田月見野334番地４　森田団地１号

再生債務者　宮崎　良子

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成19年３月23日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年８月15日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第２号

千葉県香取郡多古町飯笹1799番地　シティハイツ飯笹201号

再生債務者　酒巻　弘欣

１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年９月５日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月19日から平成25年10月３日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再ロ）第２号

鳥取県米子市諏訪167番地４

再生債務者　友定　章子

１　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年９月６日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月20日から平成25年10月４日まで

鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第２８号

大阪府門真市下馬伏町21番６号

再生債務者　永峯　健司

１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年７月26日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成25年９月12日まで

平成25年８月15日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

鳥取県鳥取市栄町313番地12　カサ・リコ栄町503号

再生債務者　田中　慎二

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年８月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月16日　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第６号

川崎市川崎区小田５丁目17番24号

再生債務者　菅原　喜一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　本再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月15日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再ロ）第１号

徳島県徳島市三軒屋町東75番地の15

再生債務者　上田　将弘

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年８月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月16日　徳島地方裁判所民事部

官報公告

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月五日

掲載頁　一〇五頁（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月五日

掲載頁　一〇五頁（号外第一四六号）

平成二十五年八月二十六日

埼玉県熊谷市田島一六番地

（甲）クマコン熊谷株式会社

代表取締役　小林　一三

埼玉県熊谷市田島一六番地

（乙）川越生コン株式会社

代表取締役　小林　一三

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月一日

掲載頁　二十一頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月六日

掲載頁　四十九頁（号外第一七一号）

平成二十五年八月二十六日

千葉県船橋市上山町三丁目六一七番地七岩佐ビル二Ｆ

（甲）関東工営株式会社

代表取締役　八尋　英治

千葉県船橋市上山町三丁目六一七番地七岩佐ビル二Ｆ

（乙）株式会社衛工

代表取締役　八尋　英治

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年十月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十五年八月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月十六日

掲載頁　一三二頁（号外第一五三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月十六日

掲載頁　一三二頁（号外第一五三号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月二十六日

掲載頁　四十四頁（号外第一六三号）

平成二十五年八月二十六日

千葉県成田市木の根字神台三八番地

（甲）新東京空港事業株式会社

代表取締役社長　小林　克己

千葉県成田市木の根三八番地

（乙）株式会社ＡＮＡエアサービス東京

代表取締役社長　小澤　美良

千葉県成田市木の根字神台三八番地

（丙）ＡＮＡエンジニアリング成田株式会社

代表取締役社長　金子　覚